

不法投棄はしない！ させない！！



粗大ゴミや廃家電等のごみを不法に投棄する行為は、法律により禁止されています。地域の景観や住環境を保つためにも、ごみは決められた方法で出しましょう。

【あなたの土地管理は大丈夫ですか？】

年末年始や引っ越しシーズンは、不法投棄が増加する傾向があります。不法投棄の多くは、人気の少ない場所や監視の行き届かない場所を狙って発生しています。

私有地にごみを不法投棄された場合、捨てた人が見つからなければ、土地の所有者または管理者が処理することになります。不法投棄をされないように日頃から適正な土地の管理をしましょう。

【不法投棄を防ぐためには】

- ・日頃から見回りをする
- ・柵等の設置を行い、不法侵入を防ぐ
- ・空地の草刈りを行い、廃棄物の隠せる場所を無くす



▲不法投棄された大量のタイヤ

通報先は、千葉県不法投棄専用電話 ☎043(223)3801
環境保全課(6階) ☎(20)1504、FAX(20)1604、夜間・休日 ☎(23)2111へ。

【燃えないごみ、粗大ごみ、資源ごみ】
平成29年度版「ゴミと資源の分け方・出し方」の予定表どおり収集します。
※ごみは、前日や夜間に出さず、収集日の朝8時30分までに出示してください。

燃えるごみ	年末収集最終日	年始収集開始日
月・水・金 コース	12月29日(金)	1月5日(金)
火・木・土 コース	12月30日(土)	1月4日(土)

【燃える(ゴミ)】

年末年始のごみ収集等のお知らせ